

## 令和6年度香川県障害者文化芸術活動推進事業業務委託仕様書

### 1 名称

令和6年度香川県障害者文化芸術活動推進事業業務

### 2 目的

文化芸術活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所や支援団体等（以下、「障害者等」という。）に対する支援を行う拠点として「障害者芸術文化活動支援センター」（以下、「センター」という。）を運営し、障害者等からの相談に対する適切な助言や障害者の文化芸術活動を支援・推進するためのネットワークを構築する。また、文化芸術活動の情報を収集・発信することにより障害者の文化芸術活動の振興を図る。

### 3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 業務内容

センターを設置し、次の(1)から(5)に掲げる業務を実施すること。

#### ●センターの運營業務

- ・設置場所：香川県内で受託者が1か所に設置するものとする。
- ・開所日時：平日の週2日以上、午前10時から午後5時
- ・人員配置：常勤1名を配置すること。
- ・実施体制：受託者は、障害者の文化芸術活動に携わるものを構成員とする運営委員会を県と協議して設置し、同委員会からの意見や協力を求めて本業務を実施する。

#### (1) 相談支援対応業務

障害者等の文化芸術活動に係る相談窓口を設置し、障害者の文化芸術への支援方法や創造環境の整備、鑑賞支援に関する相談を受け付け、関係機関の紹介や専門家による助言を行う。

- ①ホームページ等を活用し、随時相談の受け付けができる体制を構築すること。
- ②運営委員会や専門家と連携し、相談に対する適切な助言ができる体制を整備すること。
- ③相談内容及びその対応について、相談対応シートを作成し、記録を残すこと。

## (2) 情報の収集・発信業務

- ①ブロックレベルの広域支援を行う広域センター及び全国レベルの活動支援を行う連携事務局と連携し、県内外の障害者等の文化芸術活動の活動状況や作品等の実態把握及び情報収集に努め、得られた展示会や公演などの文化芸術活動の情報を月2回以上、ホームページ等を通じて発信すること。
- ②県内で文化芸術活動に取り組む障害者施設等を2か所以上訪問し、活動状況をホームページ等を通じて発信すること。
- ③外部機関等との連携や先行事例の調査により、障害者の文化芸術活動による作品の2次利用の活用方法について検討すること。

## (3) 人材育成（ワークショップ・講座等の実施）

障害者本人やその家族、支援者を対象としたワークショップ又は講座を県内の障害者施設等で年4回以上実施すること。文化芸術の専門家等と連携し、多様な障害に対応するため、音楽・絵画等異なる種類の事業を実施すること。講師や開催場所等の交渉は受託者が行うこととし、実施内容は、県と協議の上、決定すること。

## (4) 発表・鑑賞の機会の創出

- ①県内の障害者施設等において障害者が制作した絵画作品を借り受け、県内企業や行政機関等に貸出・展示することで、広く一般の目に触れるよう努めること。絵画作品の借用元、貸出先は受託者が個別訪問等により新規開拓することとし、展示に必要な交渉も含めて行うこと。展示場所は5か所程度、借用する作品数は30点程度とし、借用期間中は保険に加入すること。また、展示作品の選定にあたっては文化芸術の専門家の意見を聴取することとし、実施内容は、県と協議の上、決定すること。
- ②県内の障害者施設等において障害者が制作した絵画作品を写真データにまとめてホームページ上に掲載する「WEB展示」を行うこと。実施内容は、県と協議の上、決定すること。
- ③障害者が文化芸術に触れ、自らも文化芸術活動に参加するきっかけとして、年2回以上、県内の障害者施設等において文化芸術を発表又は鑑賞する機会を設けること。実施内容は、県と協議の上、決定すること。

## (5) 関係者のネットワークづくり

- ①運営委員会を年3回開催し、前記(1)から(4)の業務の進捗状況を報告すること。また、運営委員会から意見を求め、それらの意見を業務進行に活用すること。
- ②県内の障害者の文化芸術活動推進のために必要な対応を検討し、業務に反映させること。
- ③香川県障害者芸術祭2025（仮称）の開催に向けて、関係機関や団体と連携

して実行委員会を組織し、開催内容の企画・検討を行うこと。

## 5 業務の明細

### (1) 事業計画書の提出

委託契約締結後に事業計画書（任意様式）を提出すること。

### (2) 事業評価及び成果報告書の提出

県内の障害者の文化芸術活動に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、県が指定する事業評価に取り組むこと。また、本事業の実績を取りまとめ、成果報告書（任意様式）を作成し、提出すること。

## 6 個人情報の保護

受託者は、事業に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

## 7 その他

(1) 広域センター及び連携事務局と連携・協力のもと、事業を実施することとし、広域センターが行うブロック研修やブロック連絡会議、連携事務局が行う全国連絡会議に積極的に参加すること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県との協議により定めること。